

建設産業委員会 会議録

日 時 令和7年3月14日（金曜日） 午前9時57分～午前10時41分

場 所 白杵庁舎2階 第2委員会室

出席委員の氏名

委員長 川辺 隆 副委員長 安東 鉄男 委員 河野 巧
委員 匹田久美子 委員 武生 博明 委員 牧 宣雄

欠席委員の氏名

委員 武生 博明

説明のため出席した者の職氏名

政策監（産業担当） 姫野 敬一 上下水道課長 齋藤 隆生
都市デザイン課長 村上 和 都市デザイン課参事 広瀬 隆
産業観光課長 山木 哲男 その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 大井智香子

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第14号	白杵市営住宅条例の一部改正について	原案可決
第15号	白杵市特別会計条例等の一部改正について	原案可決
第16号	白杵市企業立地促進条例の一部改正について	原案可決

午前9時57分 開議

○委員長（川辺 隆）

ただいまより建設産業委員会を開催いたします。これより、議事に入ります。本委員会に付託されました議案は3件であります。お手元の式次第に沿って審査を行いたいと思います。

初めに、都市デザイン課所管の第14号議案 白杵市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎都市デザイン課長（村上 和）

（付議議案及び新旧対照表、配付資料に基づき説明）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

市営住宅条例の一部改正のうち、第28条第7号と第34条第7項それぞれについてですが、国の基準ということなのですから、もう少しご説明をお願いしたいのが、なぜこういうのが要らなくなったのかの説明をお願いします。

◎都市デザイン課長（村上 和）

第28条の第7号につきましては、この次条第1項第1号に規定する親族及び第35条第1項の規定により、同居の承認を得たものをいう以下同じというところを、今回削除をするものであります。

平成24年に条例を改正したときに、同居親族の要件を廃止した際に、あわせて削除をするものでありましたので、今回、これを削除するというふうにさせていただいております。次に34条について、ご説明を申し上げます。申請者の手続の負担軽減として、入居者の同意を得て職員が確認できるという扱いにしておりますので、この部分の改正を提出したものであります。

○委員（河野 巧）

今の市営住宅とか県営住宅含めて、県のほうに管理とかを委託していると思うのですが、この申請システムも、窓口は県の施設があるところで行うようになっていきますか。要するに、市営住宅や県営住宅を借りたい、県営住宅は県ですけど、市営住宅を借りたいと言ったときは、そこの昔のハローワークのところで、申請する。そのときにも、この住民票の写しとかも今まで要ったけれども、もう要らなくなりましたよということよろしいですか。

◎都市デザイン課長（村上 和）

一応、本人の承諾を得て、市のほうで住民票というのは確認をするようにしております。

○委員（河野 巧）

こういった条例ですけれども、提出先は委託機関ですけど、チェックするときは市のほうも立ち会ってチェックするということがよろしいでしょうか。

◎都市デザイン課長（村上 和）

その認識で、お願いいたします。

○委員（河野 巧）

あと、今回、市営住宅の下田住宅がなくなるということで、全体の戸数に何か臼杵市として取り決めみたいなのがあるのか、減った分を増やすとか減らしていくとかいうのが何か基準的なものがあるのか、内部での考えがあればお知らせください。

◎都市デザイン課長（村上 和）

管理戸数というのは、県の住宅のマスタープランで管理戸数の適正な数字というところは示されておりますので、それを基準にしながら、臼杵市の管理戸数を設定していくというふうに取り決めをしております。以上です。

○委員（河野 巧）

今議会に、上程、予算計上されているのですが、野津中のそばの開発の部分は、この市営住宅の考え方とはまた別の考え方ということでよろしいでしょうか。

◎都市デザイン課長（村上 和）

住宅とはもう別の扱いになります。

○委員長（川辺 隆）

ほかにありませんか。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第14号議案については、原案のとおり可決すべきことにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

異議なしと認めます。よって、第14号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

体調不良により、ここからの進行は安東副委員長に交代いたします。

○副委員長（安東鉄男）

ではこれより先、川辺委員長にかわりまして副委員長の私が進行させていただきます。

次に、上下水道課所管の第15号議案 白杵市特別会計条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎上下水道課長（齋藤隆生）

（ 付議議案及び配付資料に基づき説明 ）

○副委員長（安東鉄男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

第10号議案の新旧対照表のほうですけども、第3条第2項の（5）の中で、白杵市浄化槽整備推進事業を施設管理条例に定めた区域、浄化槽の設置区域だと思うんですけども、文面として、この地域というのが載っていたのでしょうか。すいませんそこまで勉強しなくて申し訳ないですけども、お願いします。

◎上下水道課長（齋藤隆生）

浄化槽整備推進事業施設管理条例というのが別にございます。

これはもう公営企業法適用云々関係ない部分ですが、明確に今回の浄化槽整備推進事業区域というのは、明文化され、明確に定めるという形になっております。

○委員（河野 巧）

そこを確認してなくて質問して申し訳ないですけども、平成17年に施行したということで、その当時から状況が変わっている部分があるのかなのか、地域が広がっているというのは特にはないでしょうか。お願いします。

◎上下水道課長（齋藤隆生）

河野議員のご質問にお答えいたします。

この白杵市浄化槽整備推進事業、これは、合併前の旧野津町で実施した事業になっております。これは、旧野津町の地域の中で、特定環境保全公共下水道と王子の農業集落排水事業以外の野津町において、市町村の設置する形での浄化槽の整備区域となっています。合併後、こちらについては新規の拡張は行っておりません。これは旧白杵地域と同等の取扱いをするというもので、合併時の協議の中で整っております。エリアなども特に変わっておりませんし、件数も増加もしておりません。以上です。

○副委員長（安東鉄男）

ほかに質疑はありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○副委員長（安東鉄男）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（安東鉄男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第15号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（安東鉄男）

異議なしと認めます。よって、第15号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で上下水道課所管の議案の審査を終わります。

休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○副委員長（安東鉄男）

再開いたします。

次に、産業観光課所管の第16号議案 白杵市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎産業観光課長（山木哲男）

（ 付議議案及び配付資料に基づき説明 ）

○副委員長（安東鉄男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

毎年、ここ最近延長しているものだと思うのですが、これまで、どのような申請があって、審査がどういった形で行われたのか。また、どれぐらいの予算が近年で執行されたのかが分かればお知らせください。あと、期限を延長することで見込みがあれば教えてください。お願いします。

◎産業観光課長（山木哲男）

すいません、1個ずつご回答していきます。

まず、審査についてですが、例えば、工場をつくるとかの場合、事前にこちらのほうに相談していただいて、その中身を審査させていただきます。その上で、適正なものかというのを、指定申請をいただきまして、その後ですね、こういう雇用が条件となっていますので、実

際に指定申請されてこの工事の着工に入って、工事が完了した前後3カ月以内に雇っていただく。それを確認した上で助成金のお支払いとなります。

近年の状況としては、令和6年度は二豊醤油協業組合、臼杵造船のほうで、こちらの制度を使用しています。二豊醤油につきましては、ミニボトルの工場のラインを増設するのに、この助成金を活用され、臼杵造船につきましては、クレーンのほうを申請するとご相談があり、まず用地買収に対し助成金のほうにお出ししています。

今後の予定につきましては、新規に3社分の予算を今回の議会で出させていただく予定です。企業は、富士甚醤油、東西運輸、臼杵造船を予定しています。以上です。

○委員（河野 巧）

添付資料3枚目の企業立地助成金の申請方法のところで、申請期間が条例では3月31日までの申請で、この申請方法の中では2月28日までが申請期間になっていまして1か月の猶予があるので、その期間に実行まで行くのか、それともまたいでというのもあるのか、ご説明をお願いします。

◎産業観光課長（山木哲男）

今回、申請期限をつけさしていただいているのが、条例の延長するにあたって、事前に審査を行うこともあり、2月末と設定をさせていただきました。実際の運用としては、長期にわたって行うものですので、事前にご相談があつて、手続をさせていただいている状況です。執行に関しては当然予算が伴うことでありますので、前もって、企業のほうにはお伝えをさせていただいている状況です。

○委員（川辺 隆）

令和6年度予算のときに、二豊醤油と臼杵造船が、この適用を受けておりまして、令和7年度の予算に関しても、これと同じように予算がついている。当然、皆さん方に募っているので、この費用の出し方そのものは、複数年にわたって一つの事業に対して支援ができる制度という理解でよろしいですか。

◎産業観光課長（山木哲男）

川辺議員のご質問にお答えします。

企業立地の助成金につきましては、設備投資、用地取得、雇用促進助成金等と、例えば設備投資に関しては、設備投資額の2,000万とか、用地取得に対しては1,000万という形をさせていただいています。ただ、市の支出としましては、財源のほうがありますので、費用がかかっても、1,000万円ずつしか出せないという形で運用させていただいています。そのため、複数年にわたってお支払いさせていただくような状況となっています。以上です。

○委員（川辺 隆）

政策監にお伺いするのですが、この助成金制度は、お聞きする範囲内で複数の企業が利用してくださっています。今、答弁の中にあつたのは、その資金、財源、予算そのものが、単年度単位では少ないですから、複数年、かけてでもお支払いしていくと前向きのご意見があつたの

ですが、本来だったらこの助成金そのもの予算額を広げるっていう議論があってもいい話ですが、政策監どうお考えですか。

◎政策監（産業担当）（姫野敬一）

川辺議員のご質問にお答えします。

この資金の財源に起債としているものがあります。起債の枠が決まっていますので、その範囲で、事業費とするようにしていますので、枠を増やせば起債も増えるため、その辺の調整が必要となります。枠を増やして、たくさんの企業の方に使っていただくのは、もうそれが1番いいですけども、財源がありますので、財政当局のほうと協議しながらやっていくのと、また、内容につきましても、今回1年延ばした後に、西岡新市長になりましたので、皆さんが使いやすいように、もう一度見直したいという考え方もありますので、あわせて枠を広げるかというところも一緒に検討していきたいと思っております。

○委員（川辺 隆）

今回の3月の令和7年度予算の中で、基金の取り崩しを行って、使いやすいような財源を確保した上で、給食費無償化の事業費に充てられる予定になっていると思います。であるならば、白杵市にとって、少子化対策、移住定住対策、人口減少対策の一環です。しかしながら、これに1番付随するのが、働く場所、企業誘致、企業立地、地域産業の企業立地に関しては本当に望むところではありますが、今の状態では、なかなか新規参入の企業がすごく増えるような状態にはありません。

我々が白杵市でこの議論をしたときに、地場企業をいかに守っていくのか、地場企業の産業促進にどうつなげていくのかというのが、もう、これ実は新規参入業者より事業よりも物すごく大切なことだと私は考えております。であるならば、本当にこの助成金は拡充させていくべきであると私は考えておりますけれども、ここに補正予算は基金の取崩しなりの考えをもう既に入れておかないと。これ極端なことを言うと、来年の3月の議会、この委員会でも同じ話をされるではないですか。

◎政策監（産業担当）（姫野敬一）

川辺議員のご質問にお答えします。

この申請時期は早くやったほうが、地場企業もそうですし、新規のための助成金ということではもう重々承知しておりますので、その辺はまた、今の段階での予算枠もありますけども、早期に補正予算なりは対応していきたいというふうに考えております。

○委員（川辺 隆）

大変、前向きで建設的な意見だと思いますけど、本当に政策監がおられる間に、この企業立地使える財源についての確保は、本当に直ちにやっていただきたいと要望して、今回の質問は終わりたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○委員（河野 巧）

先ほどの回答の中で、起債という話があったのですが、起債となると市単独となるのか、国

から何らかの補填があるため単年度にしているのか。その辺を教えてください。

◎産業観光課長（山木哲男）

起債につきましては、正式な名称までは不明ですが、企業債です。市単独です。以上です。

○委員（河野 巧）

先ほど、川辺委員の言う通り、基金として創設するとか。企業とすれば、この枠がなくなつたから1年事業伸ばすということはないと思うので、その辺はうまくやっていただきたいというのをお願いします。

◎産業観光課長（山木哲男）

今企業立地促進助成金につきましては、枠というふうな考え方ではなくて、実際は申請があった段階で審査させていただいて、その適用条件にあえば予算化させていただくというふうな形をとらせていただいているところでございます。結果的に、毎年3件ぐらいのペースとなっているのが実情でして、当然その企業様の申込みというかご相談があれば、財政当局と協議して、また議会の皆様のご理解いただくような形となりますが、こちらのほうとしては、積極的に促進させていただきたいと考えているところでございます。

○委員（河野 巧）

助成内容をチラシのほうで見ると、助成金額の合計が1,000万円を超える場合は年1,000万円ということですので、要するに、最初から行くと、用地取得、設備、雇用ってというのは、1,000万円以上かかった場合も単発っていうか、1,000万円が上限なので、なかなか使いづらいのかというのがあるのですが、その辺は現状どうなのでしょう。

◎産業観光課長（山木哲男）

今、企業にこちらのほうを利用していただいているのですけども、今のところ困っているというふうな声はお聞きしていません。財政状況も含めてと思いますが、現在の運用の仕方の問題はないというふうに考えております。

○副委員長（安東鉄男）

他にありませんか。以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（安東鉄男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第16号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（安東鉄男）

異議なしと認めます。よって第16号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で、産業観光課所管の議案の審査を終わります。

以上で建設環境委員会に付託されました議案3件の審査を終了いたしました。

午前 10 時 41 分 閉会

臼杵市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに記録を作成する。

令和 7 年 3 月 14 日

臼杵市議会

建設産業委員会委員長 川辺 隆